

静岡県教育委員会告示第15号

静岡県高等学校等奨学給付金事務処理要綱（平成30年静岡県教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月11日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前	改正後
(奨学給付金の対象者) 第4条 (略) (1) (略) (2) 基準日（原則奨学給付金を受けようとする年度の7月1日をいう。ただし、 <u>7月以降</u> に家計が急変した世帯に対して支援を実施する場合は、原則として申請のあった月の翌月（月の初日である場合は申請のあった月）の1日をいう。以下同じ。）において生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯に扶養されている者又は保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である者。ただし、家計急変世帯に対して支援を実施する場合は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である者に相当すると認められる者 (3)・(4) (略) 2・3 (略)	(奨学給付金の対象者) 第4条 (略) (1) (略) (2) 基準日（原則奨学給付金を受けようとする年度の7月1日をいう。ただし、 <u>7月2日以降</u> に家計が急変した世帯に対して支援を実施する場合は、原則として申請のあった月の翌月（ <u>申請の日</u> が月の初日である場合は申請のあった月）の1日をいう。以下同じ。）において生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯に扶養されている者又は保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である者。ただし、家計急変世帯に対して支援を実施する場合は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である者に相当すると認められる者 (3)・(4) (略) 2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の奨学給付金から適用する。